

鈴鹿市公告第13号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を指定した道路について、当該道路の位置の指定を廃止したので、鈴鹿市建築基準法施行細則（平成11年鈴鹿市規則第29号）第24条の2第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月16日

鈴鹿市長　末　松　則　子

1 廃止する道路の位置

鈴鹿市須賀三丁目（417番2、417番3、417番6、418番4、418番5、418番9、420番1、420番2）の一部

2 廃止する道路の指定年月日及び指定番号

昭和44年6月23日 44鈴道3

3 廃止する道路の道路番号、延長及び幅員

道路番号　B

延長　41.8メートル

幅員　4.0メートル

4 廃止年月日

令和8年2月16日